

マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

令和7年3月4日
警 視 厅

1 背景

令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を受けて、令和4年の道路交通法一部改正でマイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備、**令和7年3月24日（月）全国一斉に開始**されることとなった。

2 概要

（1）一体化の方法

マイナ免許証のイメージ



マイナ免許証に記録される情報（特定免許情報）

免許の有効期間の末日、免許条件、免許情報記録番号、取得年月日、免許の種類、モノクロ写真等

マイナ免許証に記録されない情報

氏名、生年月日、住所等マイナンバーカード自体の情報

（2）保有形態

①運転免許証のみ



②マイナ免許証のみ



③運転免許証とマイナ免許証の双方



※ いずれかの保有形態が選択可能であり、いつでも申請により変更可

（3）住所変更手続等のワンストップ化

システム連携により、公安委員会が自動的に最新の住所等の情報を入手できるようになるため、マイナ免許証のみを保有する者が必要な措置を講じることにより、本籍、住所、氏名及び生年月日に変更が生じた場合に公安委員会への届出を要しない。

（4）オンライン講習

① 更新連絡はがきで講習区分を確認

（対象）「優良」及び「一般」運転者講習の該当者

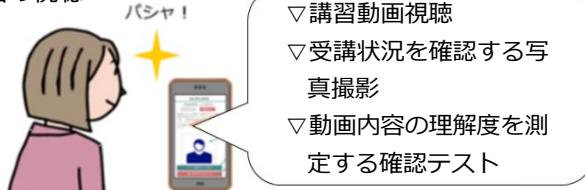
② マイナポータルからオンライン講習受講サイトにアクセス



マイナ免許証をかざし、署名用電子証明書の暗証番号（パスワード）を入力

※受講者は、事前に運転免許試験場等で署名用電子証明書を提出し、その後マイナポータルで初回連携手続を行う必要がある。

③ 講習動画の視聴



④ 運転免許試験場等で更新手続

（5）経由地更新の拡大

（対象）

現行～優良運転者

新～優良運転者、一般運転者

（更新可能期間）

現行/マイナ免許証なし

マイナ免許証あり

